

○11月26日（日）の説明会において質疑等があった事項について、『野球ねっと』ホームページのヘルプを参照し作成しています。

○詳細は、『野球ねっと』ホームページのヘルプを必ず確認してください。また、マニュアルもごございますので活用してください。

<p>Q1：構成員のうち選手の登録可能な人数の上限は。</p>	<p>A1：11月26日（日）の説明会1部において1チーム25人までと説明しましたが、<u>上限はありません。</u> ※25人とは、大会への出場可能選手数です。なお、大会によっては出場可能選手数が異なる場合があります。</p>
<p>Q2：アカウント追加（担当者）の上限は。</p>	<p>A2：追加できるアカウント数の<u>制限はありません。</u> ※アカウントID（メルアド）については、担当者ごとに発行すること。 ※1つのメルアドで複数アカウントをつくることはできません、1つのメルアドにつき1つのアカウントしかつけれないこと。 ※複数人で1つのIDとパスワードを利用できるかについても、担当者ごとにIDとパスワードを設定しご利用してくださいのこと。</p>
<p>Q3：学童において、選手登録をする際に12月時点で現6年生を登録するかどうか。</p>	<p>A3：<u>今回の社会人・学童すべてのチームの登録に関しては、2024年度からの新規登録となりますので、現6年生の登録は必要ありません。</u></p>

【再確認事項】

- 1 第一に「チームの新規登録」→ 申請 ← 承認（連盟からの承認） → 第二に「構成員の新規登録」 → 申請 ← 承認（連盟からの承認）まで完了することにより2024年度の登録完了となります。
 - 2 壮年の部の選手のうち、一般の部と二重登録をする場合は、当該選手を一般の部のチームで登録してください。
 - 3 構成員登録の「入部の日」については、わかる場合はその年月日を、わからない場合は「2023/12/1」と入力してください。
 - 4 令和6年度総会開催予定日：令和6年2月4日（日）※出席確認の通知は1月に各チームに発送します。
- ※今後、新たに情報共有すべき事項があった場合は、加筆し、連盟ホームページにおいて周知いたします。
- なお、来年度の当連盟の事務手続き（2月総会・チーム登録（従来の紙ベース）・会費及び登録費の納入方法）については、従来どおりを想定しています。また、全軟連への個人登録費の納入方法についても理事会・県連などで検討した結果をお知らせいたします。

○12月3日（日）の説明会において質疑への回答について共有事項となります。

Q1：一度登録した選手（個人登録費納入済）が退部し新規に選手を登録した場合、トータル的人数は変わらないが、新規登録選手の個人登録費は徴収されるのか。	A1： 新規選手分についても個人登録費が発生する と思われます。 ※ただし、現時点で新規登録の登録期限（野球ねっと）や全軟連への個人登録費の徴収時期及び仮に時期を過ぎた後の新規分についての徴収があるのかについて、確認をすることとしていますので、総会時には正式な回答する予定です。
Q2：壮年の部と一般クラスに登録している選手が壮年の部の監督を兼任している場合、どのように登録するのが良いのか（両方登録すると二重登録となる）。	A2：二重登録（カナ・生年月日・性別により名寄せでひっかかる）になってしまうため、当該選手は壮年の部では登録せずに、 別の選手を監督兼任として登録 してください。その上で、一般クラスにおいて選手登録をしてください。なお、 当連盟独自の選手登録名簿では壮年の部で監督として登録 してください。（当連盟では二重登録となりませんので。）

【再確認事項】

- 1 構成員、特に選手の追加・変更・退部の手続きについて、現在の時点では登録期限が設定されているのか否かマニュアルにも記載がありません。なお、当連盟では、来年度は例年どおり4月及び6月のそれぞれ2日間で追加・変更等の登録手続きを行うことを想定しています。（12月16日の理事会において決定する予定です。）
- 2 野球ねっとの登録手続きによって以下のことが想定されます。
 - (1) 手続きの期限が設定される場合
 - 仮に4月末日あるいは5月末日とした場合
 - ・当連盟のみ6月に手続きが可能と想定しています。
 - 仮に6月以降に手続きの期限が設定された場合
 - ・当連盟も合わせる必要があるか理事会で検討する必要があると考えています。
 - (2) 手続きが通年可能な場合
 - ・当連盟では6月以降の追加等の手続きを設定していませんが、通年可能な場合には当連盟も合わせる必要があるか理事会で検討する必要があると考えています。
 - ・個人登録費については、一旦当初の納入期限が設定されると思慮しますが、その期限後の個人登録費分については、県連を通じて確認することとしています。なお、当連盟では個人登録費は発生しません。